

平成21年度水道施設整備費予算（案）概要

（単位：百万円）

区 分	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予 算 額（案）	対 前 年 度 増 △ 減 額	対 前 年 度 比 率（%）
水道施設整備費	100,848	95,805	△ 5,043	95.0
簡易水道 上水道費	29,684	28,349	△ 1,335	95.5
調査費	71,110	67,418	△ 3,692	94.8
	54	38	△ 16	70.4

注：厚生労働省、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、内閣府（沖縄）計上分の総計

【国庫補助制度の拡充等のポイント】

1. 水道水源開発等施設整備費補助（ライフライン機能強化等事業費）

- 事業統合を行う場合の「老朽管更新事業」「重要給水施設配水管」「石綿セメント管更新事業」の補助採択基準の緩和（平成30年度までの時限措置）
※給水人口5万人以上の水道事業者に係る水道料金要件の緩和。
- 基幹管路に布設されている耐震性の低い継手の「塩化ビニル管」を老朽管更新事業の補助対象に加える。
- 「老朽管更新事業」の補助採択基準の緩和（平成25年度までの時限措置）
※給水人口5万人以上の水道事業者に係る水道料金要件の緩和。

2. 簡易水道等施設整備費補助

- 「簡易水道統合整備事業」の補助採択基準の緩和
※「同一行政区域内に存在する」「しゅん工後10年以上計画した」との要件の緩和。
- 「基幹改良事業」の補助対象に、特定の地域等にある「飲料水供給施設」を加える。
- 「基幹改良事業」のうち管路更新に係る補助採択基準の緩和

3. 補助メニューの廃止

- 「浄水場排水処理施設」、水質検査施設等整備費の中の「水質検査施設」、「特鉱水道施設」